

インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)  
The Indian Ocean Tuna Commission

1996年3月27日 発効

1996年6月26日 日本受託

事務局：セーシェル

1. 経緯

1993年11月25日、第105回FAO理事会において、FAOの下部機関としてその設立が採択され、1996年に発効した。また、2006年より、台湾の参加を可能にするため、FAOから分離するための条約改正について議論されている。

2. 目的

管轄区域(インド洋及び必要に応じ接続する諸海)における高度回遊性魚類(まぐろ、かつお、かじき類)の保存及び最適利用の促進

3. 設立協定

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定

(Agreement for the Establishment of the Indian Ocean Tuna Commission: IOTC)

4. 加盟国等 (27か国+EC)

日本、EC、韓国、豪州、インド、セイシェル、イラン、インドネシア等

5. 主な保存管理措置

IOTCは、これまでメバチやキハダを含むカツオ・マグロ類に係る保存管理措置を実施。その主要なものについては以下のとおり。

① 実操業隻数制限

2007年から2009年の3年間、加盟国及び協力的非加盟国は、毎年  
の熱帯マグロ(メバチ・キハダ)対象の実操業隻数を2006年レベルで制  
限。メカジキ・ビンナガ対象操業船についても2008年から2010年の  
3年間、2007年レベルで制限。

② メバチ資源管理措置

メバチ漁獲量を近年の報告数量以下に制限。

③ 統計証明書制度

メバチについて、貿易情報から漁獲状況をモニターする目的で、輸出国が貿  
易情報を記載し、証明した統計証明書を発行し、漁獲物に添付する制度。

④ 混獲対策

はえ縄漁業における海鳥の混獲対策として、トリポール、残渣の適切な処理  
等の回避措置の義務づけ。